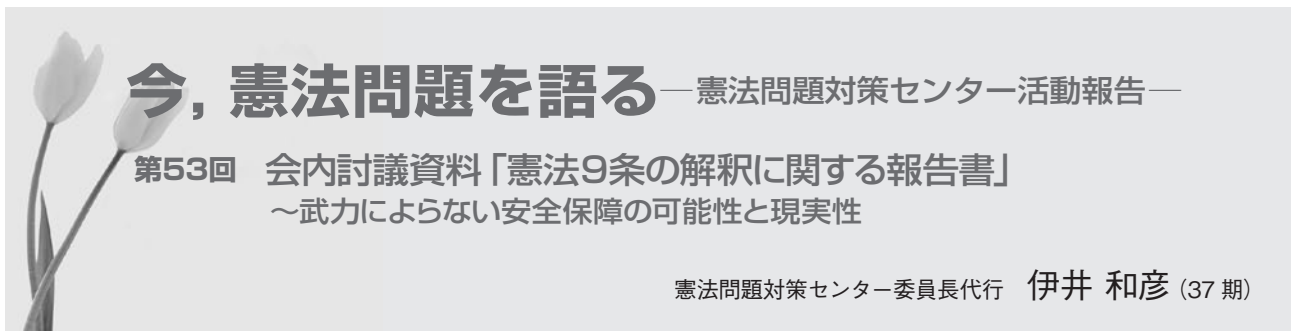




今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第53回 会内討議資料「憲法9条の解釈に関する報告書」 ～武力によらない安全保障の可能性と現実性～

憲法問題対策センター委員長代行 伊井 和彦 (37 期)

1 安全保障関連法の議論

戦後70年目にあたる今年2015年は、まさに日本国憲法に大嵐が吹き荒れ、立憲主義と憲法第9条が危機に瀕した1年であった。本年9月18日深夜に参議院の強行採決で成立した（手続に疑義はあるが）平和安全法制整備法と国際平和支援法（いわゆる安全保障関連法）は、これまで歴代政府が内閣法制局の見解の下に踏襲してきた「現行の憲法9条のもとでは個別的自衛権の行使はできるが集団的自衛権の行使はできない」という憲法解釈に反して、集団的自衛権の行使や自衛隊の海外における外国軍への弾薬・燃料の供与等の支援活動を広く認めるもので、そうであればこそ、弁護士会のみならず憲法学者や多くの市民からも、「憲法違反」「立憲主義違反」「恒久平和主義違反」等の多くの反対の声が全国を席卷した。

2 「武力による安全保障」は必然なのか

しかし、それら「憲法違反」「立憲主義違反」等の反対活動は当然だとしても、その議論に少し違和感を感じる人たちもいたのではないだろうか。それは、「自国の安全保障のためには武力が必要」ということが当然の前提とされ、それが個別的自衛権の範囲に留まるべきか、集団的自衛権の行使まで認められるべきか、という議論が当たり前のようにされていることに対してである。

本来、憲法9条は、自衛の名目の下に戦争が繰り返されてきた歴史を反省し、政府の行為によって再

び戦争の惨禍が起ることのないように（憲法前文）、戦争を放棄し、戦力不保持を宣言したのではなかったか。その憲法9条の理念からして、自衛隊やアメリカ軍の存在は認められるのか。自国の安全保障は、武力によらなければ本当にできないのか。武力の均衡と抑止力による平和は、本当に現実的なのか。

3 会内討議資料としての 「憲法9条の解釈に関する報告書」

憲法問題対策センター内の憲法問題研究部会では、上記の疑問を検討し、「憲法9条の解釈に関する報告書」をまとめた。内容的には、憲法9条を理念どおりに解釈して自衛隊やアメリカ軍駐留を違憲とし、武力に頼った安全保障こそ非現実的で、武力によらない安全保障の方策を検討し、提言している。もちろん、国民の8割が自衛隊の存在を認めている現在、自衛隊違憲論など何を今さらという意見もあるかも知れない。中国や北朝鮮の軍事的脅威があるにも拘らず、非武装論など絵空事だという批判もあるであろう。でも、現在の議論は、あまりにも安易に武力を肯定し過ぎてはいないだろうか。

そのような時期だからこそ、あえて憲法9条の理念の原点に戻った検討も必要と考え、憲法問題対策センターではこの部会の報告書を冊子にまとめ、会内討議資料として東弁会内に配布することとした。もちろん、東弁の意見ということではなく、あくまで一つの考え方の検討資料としてである。関連委員会や会派にも送り、会館の弁護士控室等にも置く予定なので、是非とも一度お手に取っていただきたい。